

川越市中小企業振興基本条例

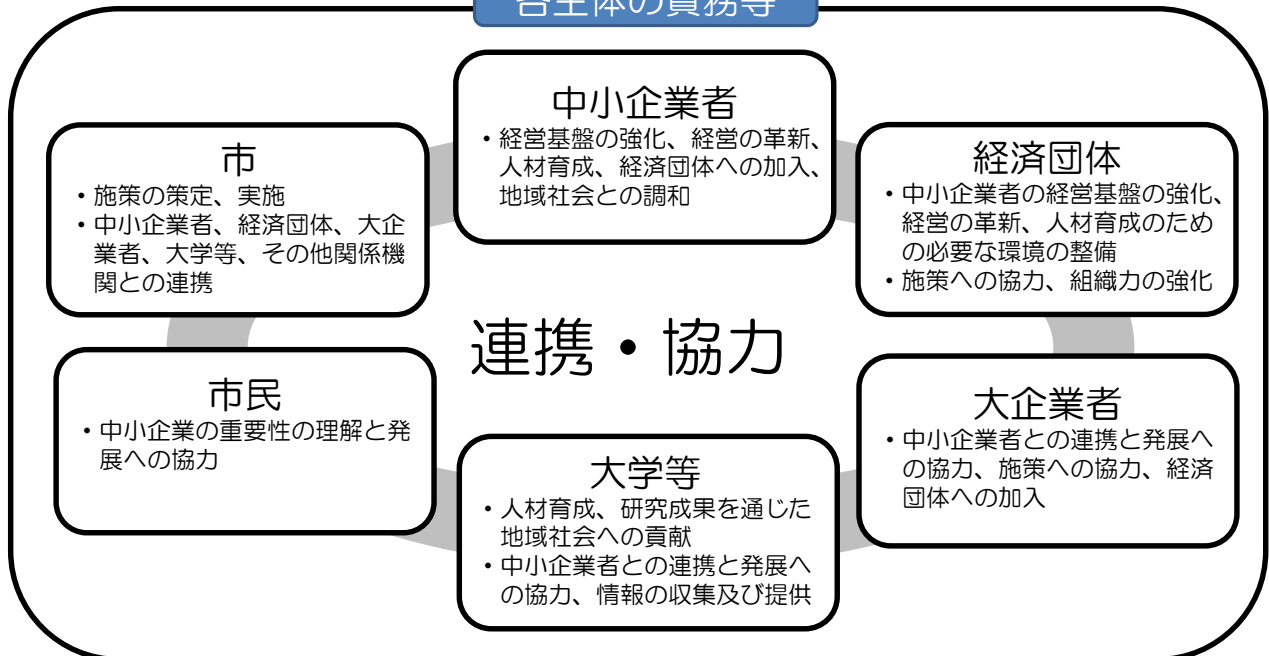
川越市では、川越市中小企業振興基本条例を平成27年3月17日に施行しました。本条例は、市、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等及び市民がそれぞれ相互に連携・協力しながら中小企業を振興することで、中小企業の健全な発展を図り市民生活を向上させることを目的としています。

基本理念

この条例の目的を達成するための考え方を基本理念として、次のとおり示しました。

- ◇ 中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- ◇ 経済的社会的な環境変化への円滑な適応が図られること。
- ◇ 市、中小企業者、経済団体、大企業者及び大学等の相互の協力の下に行われること。

各主体の責務等



施策の基本方針

経営基盤の強化

経営の革新

創業の支援

中小企業の発展・市民生活の向上

中小企業振興基本条例について

この条例は、中小企業の振興が本市経済の発展や市民生活の向上につながることを踏まえ、中小企業の振興に関する基本理念や施策の基本方針を定めるとともに、市、中小企業者、経済団体、大企業者及び大学等の責務、市民の理解と協力などを決めました。

条例の必要性について

市内事業所の99%が中小企業であり、中小企業が本市経済の中心的な役割を担っています。しかしながら、経済のグローバル化や少子高齢化の進展などによる影響で、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、事業所数が減少しています。本市経済の持続的な発展のためには中小企業を振興することが重要であるため、本条例を制定しました。

条例の特色について

基本理念に「相互の協力の下に行われること」という文言を盛り込みました。市、中小企業者、経済団体、大企業者及び大学等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力して中小企業の振興に取り組みます。

条例制定後について

市、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等及び市民の役割を明確にすることで、地域が一体となって中小企業を振興し、地域経済の発展および市民生活の向上に取り組むことができます。

中小企業者の定義について

中小企業基本法に定められている中小企業者の定義は以下のとおりです。

業種	下記のいずれかに該当する会社又は個人	
	資本金規模	従業員数規模
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(担当課)

川越市産業観光部 産業振興課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

TEL 049-224-5934(直通) FAX 049-224-8712

E-mail : sangyoshinko★city.kawagoe.lg.jp ※@を「★」で表示しています。